

宇治市職員労働組合

執行委員長 小野 敦 様

宇治市長 山本 正

### 回 答 書

平成26年5月22日付で貴組合から要求のありました2014年夏季重点要求書について、以下のとおり回答いたします。

1. 東日本大震災による被災地の復興、支援・脱原発に向けて
  - (1) 震災復興について、住民・自治体が主体となった復興を国の責任で支援を行うとともに、被災地住民が元の生活を取り戻せるよう、被災者の支援と生活基盤・社会基盤の再建、地域経済の再生、被災地自治体の機能回復と強化へ、総力をあげて対応するよう政府に要請すること。
  - (2) 宇治市として、被災地への支援活動や、宇治市への避難者の支援を積極的に行うとともに、そのための必要な職場体制や環境を整えること。
  - (3) 福島原発事故について、収束宣言を撤回し、深刻な事態として認識するとともに国内外の専門的知見を結集して調査し、国民に情報を開示するよう政府に求めること。事故処理に関し抜本的な対策をとり、汚染水問題は海を汚さないことを基本とし一刻も早く事態の収束をはかること。「原発ゼロ」を政治決断し、脱原発にむけて期限を定めて取り組むことを政府に要請すること。
  - (4) 復興財源を名目にした新たな増税や消費税増税、公務員給与引き下げなど、安易な国民負担押しつけでなく、大企業の内部留保活用や大企業・大資産家への優遇税制廃止、不要・不急の公共事業の中止、アメリカへ思いやり予算や政党助成金廃止等で復興費用の捻出をはかるよう、国に申し入れること。
  - (5) 被災地をはじめ公務公共サービスを拡充するために公務員を増やすこと。そのために必要な財源の確保を求めること。

(回 答)

本市はこれまで、被災地への支援活動として、緊急消防援助隊の派遣や応急給水支援活動及び被災宅地危険判定等のための職員派遣や市民からの救援物資の受付等を実施するとともに、被災地から避難して来られた方に対しては、市独自の支援として、住民票等の手数料の免除や水道料金の減免、本市の臨時職員としての雇用等を実施しているところである。

被災地及び被災者への支援は、今後も中長期的に継続していく必要があると認識しており、特に人的支援やボランティア休暇の積極的な使用などに伴う、必要な職場体制や環境については、必要に応じて協議をしていきたいと考えているので理解されたい。

なお、国に対しては、全国市長会から「被災者の生活再建」、「都市防災機能の復旧・強化」、「地域産業の復興支援」等について迅速かつ万全の措置を講じるよう要請を行うとともに、京都府知事及び府内市町村長の連名で原子力発電に関して「情報開示を徹底すること」、「抜本的に原子力災害対策を見直すこと」、「自然エネルギーへの転換を促す総合的な施策を推進すること」等について、既に緊急要望を行ったところである。

また、全国市長会から「東日本大震災からの復旧・復興に関する決議」として、被災者の生活再建支援、地域産業の復旧・復興に対する支援、公共施設の復旧・再整備等について、迅速かつ万全の措置を講じるよう、地方として必要な事項についても、既に要請を行ったところである。

今後も必要に応じて要望していきたいと考えているので理解されたい。

## 2. 賃金改善について

- (1) 公務員賃金削減の政府方針に迎合し特定の地域の賃金水準に全体を合わせるなど、人事院制度を逸脱した「給与制度の総合的見直し」を宇治市に持ち込まないこと。
- (2) 4月からの消費税増税に伴い職員生活が困難になっている状況をふまえ、職員生活を守る立場から組合要求に誠実に対応し、実効ある措置を行うこと。

(回 答)

平成25年の人事院報告において、給与制度の総合的見直しの必要性が報告されており、本市としては今年度の人事院勧告の内容を注視しているところである。

勤務条件に関わることについては、これまでから貴組合との交渉により解決を図ってきているところであり、今後も誠実に交渉を重ねる中で解決を図っていききたいと考えているので理解されたい。

### 3. 夏季一時金要求について

- (1) 夏季一時金については、2. 4月分プラス一律45,000円を支給すること。

(回 答)

平成26年6月期に支給する期末・勤勉手当は、宇治市職員の給与に関する条例に基づき、期末手当1.225月、勤勉手当0.675月の合計1.9月分を6月30日に支給するので理解されたい。

- (2) 一時金の役職加算を廃止し、全職員一律10%加算とすること。最低でも4級加算については国基準にするとともに、1、2級についても何らかの加算措置を行うこと。

- (3) 一時金の「期末手当」「勤勉手当」を一本化すること。

(回 答)

役職加算については、その職責に応じて役職の職務別に措置しているものことから、全職員に一律10%加算することは困難であるので理解されたい。国基準を下回っている役職加算については、近隣他団体の状況を踏まえた上で、検討していきたいと考えている。1・2級については、国基準を踏まえると、現時点においては、役職加算を導入することは困難であるので理解されたい。

また、期末手当、勤勉手当を一本化することは、勤勉手当が職員の勤務成績に応じて支給される能率給の性格を有しており、この手当の支給形態が民間企業における賞与の特別給のうち成績査定分に相当し、民間企業の賞与の支給形態と均衡が保たれている根拠となっていることから、期末手当として一本化はできないところであるので、理解されたい。

- (4) 一時金の「勤勉手当」に成績率・勤務評定を導入しないこと。

(回 答)

勤勉手当の支給については期間率と成績率を乗じた支給割合となっているが、現状は勤務期間率と懲戒処分者を除き一律適用した成績率とで支給割合を決定している。成績率の勤勉手当への反映は、管理職の一部への試行を検討しているところであるので理解されたい。

### 4. 諸手当について

- (1) 退職手当について、昨年度の確認事項に基づきあらゆる手段を講じて改善を図ること。

(回 答)

退職手当については、基本的には支給率、期間計算の取扱い等について、国の制度に準ずることが適正であると考え、見直しを図ったところである。今後も引き続き貴組合と協議をしていきたいと考えているので理解されたい。

(2) 住宅手当について、この間の確認に基づき宇治市としての考え方を明らかにすること。

(回 答)

人事委員会を置かない本市においては、従来から人事院勧告、京都府及び近隣他団体の動向等を踏まえながら、本市として見直しを図ってきたところである。

自らの所有に係る住宅に居住している職員に支給している住居手当は、廃止とする団体が増加してきている状況もあり、市民理解が得られにくくなってきていることから、見直しを図りたいと考え提起している中で、引き続き貴組合と協議をしていきたいと考えているので理解されたい。

(3) 通勤手当について、交通用具使用の実態にあわせた見直しを図ること。

(回 答)

通勤手当は、職員の通勤に係る経費に対する実費弁償的な性格を有することは理解しているところである。一方で、支給水準については、国や近隣他団体等との均衡も考慮する必要などもあるため、今後も引き続き貴組合と協議していきたいと考えているので理解されたい。

## 5. 人員について

(1) 欠員状態にある職場について、直ちにその解消を図ること。

(回 答)

年度当初の欠員状態については、6月2日付けで2名を採用し、残る1名も7月1日に採用予定であり、欠員が解消する見込みであるので、理解されたい。

(2) 超過勤務の実態や権利取得の状況を十分に把握し、年度途中であっても人員が必要な職場については人員を配置すること。

(回 答)

時間外勤務や年次休暇をはじめとする休暇の取得状況については、十分に把握できるよう努めているところである。なお、課題のある所属については、非常勤職員や臨時職員を配置する等、必要な対策を講じているところであるので理解されたい。

6. 夏季休暇を最低8日間確保すること。また、全ての職場で夏季休暇の完全取得を保障する体制を確保すること。

(回 答)

本年の夏季休暇は、原則7～8月の期間において7日以内とし、併せて夏季における年次休暇を1日以上取得するよう取り組んでいきたいと考えている。また、夏季休暇取得計画表の活用、取得状況の中間時での集約と所属長ヒアリング等により、年次休暇を含め夏季休暇が計画的に取得できる職場づくりに努めていきたいと考えているので理解されたい。

7. 年次有給休暇の完全取得を目指しつつ、当面、当局が示した取得目標を達成するため、職場の実態に合わせた計画的な取得の対策を講じること。

(回 答)

年次休暇については、年間取得日数が15日以上となることを目標とし、目安として月1日以上取得できるように、部長会議等において、各所属の月ごとの取得状況を報告するとともに、年次休暇取得計画表を活用するなど休暇の取得促進や取得率の低い若年層には、休暇取得に対する意識改革を周知しているところである。

所属ごとに年間の取得目標を立てており、今後も年次休暇の取得状況を定期的に把握し、管理職員も含め、取得率の低い所属については、所属長ヒアリングを行う等、進捗管理を徹底するとともに、休暇を取得しやすい職場づくりに努めていきたいと考えているので理解されたい。

8. 空調の改善要求については度ある毎に要求してきた課題であり、抜本的改善及び全庁的対策を講じること。また、職場状況に応じて空調運転を実施すること。

(回 答)

空調設備については、平成23年度に本庁舎及び議会棟の設備改修の実施設計を行い、平成24年度に議会棟の空調機の冷温水発生機の更新、庁舎2階に送風機の設置をし、平成25年度に庁舎の冷温水発生機の更新等を行ったところである。平成26年度は議会棟及び本館1階空気搬送ファン設置等を進めており、事務室内の空調対策については、地球温暖化対策実行計画も見据えながら、気温や湿度等の状況に応じて、柔軟に対応しているところであるので理解されたい。

9. これまでの再任用制度の課題と問題点を整理し、勤務条件について職場実態に見合った制度となるよう労使協議の上、改善を図ること。また、国が定年延長を検討する中、宇治市においても制度について研究を行うこと。

(回 答)

再任用制度については、平成25年度の定年退職者より年金が支給されず無年金期間が発生することから、これまでの間、貴組合との協議を踏まえ、所要の見直しを行ったところである。

今後、再任用制度の運用にあたって生じる課題等については、引き続き貴組合と十分協議をしていきたいと考えているので理解されたい。

また、定年延長については、まずは国における検討の状況を見極めていきたいと考えているので理解されたい。